

レピメクチン

食品名	残留基準値
	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
ブロッコリー	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1
ねぎ	0.01
トマト	0.3
なす	0.2
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注1)	0.1
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
いちご	0.5
ぶどう	0.3
茶	0.3
その他のスパイス(注2)	0.3

※ 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3及びL.A4の和をいうこと。

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ブプロフェジン(Buprofezin)

審議の対象	農薬の食品中の暫定的な残留基準の見直し										
経緯	<p>稲わら等飼料由来の農薬に係る畜産物への基準設定※の要請があったもの。</p> <p>※本剤については、平成20年7月30日に開催された本分科会において、魚介類への基準値設定要請に伴う基準値の設定及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しについて審議済。</p>										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	チアジアジン環を有する殺虫剤。 脱皮異常による殺幼虫作用及び産下卵の不孵化による殺卵作用を示すことにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ、稲、きゅうり、茶等/ヤノネカイガラムシ若齢幼虫、ツマグロココバイ幼虫、チャノミドリヒメココバイ幼虫等										
我が国の登録状況	稲、きゅうり、りんご、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準はきゅうり、オレンジ、トマトに設定されている。米国においてアセロラ、あんず等に、オーストラリアにおいてかんきつ類果実、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類果実、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI) 0.009 mg/kg 体重/day</p> <p>〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.90 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">36.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">67.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">34.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">37.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	36.5	幼小児(1~6歳)	67.0	妊婦	34.6	高齢者(65歳以上)	37.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	36.5										
幼小児(1~6歳)	67.0										
妊婦	34.6										
高齢者(65歳以上)	37.4										
意見聴取の状況	<p>平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントの手続を予定</p> <p>【参考:平成20年7月の審議内容に係る状況】 平成20年7月28日に在京大使館への説明を実施 平成20年8月22日~同年10月21日 WTO 通報実施(意見あり) 平成20年8月22日~同年9月24日 パブリックコメント実施(意見あり)</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.5	0.5	○			0.056(#), 0.128(#), 0.02, 0.005, <0.005, <0.005, 0.005, 0.005, 0.026, 0.030, <0.005, <0.005, <0.005, <0.005, 0.016, 0.022, 0.10(#), 0.03(#), 0.05(#), 0.05(#), <0.01, <0.01, 0.122, 0.060, 0.158(\$), 0.088, 0.070, 0.025, 0.042, 0.113, 0.008, 0.027, 0.022, 0.046, 0.031, 0.051, <0.01, <0.01
小麦 とうもろこし	0.3	0.3 0.5	○		0.5:ニュージーランド	0.084, 0.093, 0.066, 0.006, 0.044, 0.008, <0.005, 0.005, <0.005, 0.005
クレソン その他のあぶらな科野菜					35: アメ 35: アメ	
チコリ エンダイブ しゅんぎく					35: アメ 35: アメ 35: アメ	
レタス その他のきく科野菜	13 3	10 5	○		35: アメ 35: アメ	[0.03(#)-4.56(#)(n=20) (結球レタス)、1.18(#)- 11.49(#)(n=9)(非結球 レタス)] 0.517, 1.34(\$)(ふき)
パセリ セロリ その他のせり科野菜					35: アメ 35: アメ 35: アメ	
トマト ピーマン	1 0.5	1 0.5	○	1	1.3: アメ 0.5:ニュージーランド	1.22(#), 0.494(#), 0.405, 0.348, 0.282, 0.732, 0.392, 0.308, 0.48, 0.30, 0.53, 0.61, 0.36(#), 0.30(#), 0.51(#), 0.38(#), 0.52(#), 0.457(#) 【ニュージーランドのト マトを参照】
なす その他のなす科野菜	1 0.5	1 1	○		1.3: アメ 0.5:ニュージーランド	0.227, 0.124, 0.362, 0.128, 0.436, 0.132, 0.48(#), 0.42(#), 0.26(#), 0.04(#) 【ニュージーランドのト マトを参照】
きゅうり かぼちや しろり すいか メロン類果実 まくわうり	1 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1 1 1	○	1	0.50: アメ 0.50: アメ 0.50: アメ 0.50: アメ 0.50: アメ 0.50: アメ	0.730(#), 0.250(#), 0.75, 0.35, 0.68, 0.36, 0.52, 0.38, 0.36, 0.45, 0.39(#), 0.44(#) 【0.01(#)- 0.18(#)(n=6)】 【0.02(#)-0.10(#)(n=12) 並びに米国のきゅうり 及びメロン類果実を参 照】 【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】 【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】 【0.14(#)- 0.39(#)(n=12)】 【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のうり科野菜	0.5				0.50 アメカ	【米国のきゅうり、かぼ ちや及びメロン類果実 を参照】
ほうれんそう					35 アメカ	
オクラ		0.5			4.0 アメカ	
未成熟えんどう	0.02	0.02			0.02 アメカ	【<0.006-0.011(n=7)】
マッシュルーム		0.5			0.5 ニュージーランド	
しいたけ		0.5			0.5 ニュージーランド	
その他のきのこ類		0.5			0.5 ニュージーランド	
その他の野菜		5			35 アメカ	
みかん	0.3	0.3	○		2.5 アメカ	0.04(#), 0.071(#), 0.23(#), 0.03(#), 0.20(#), 0.04(#), 0.01, <0.01, 0.01, 0.02, 0.02, 0.02, 0.081, 0.10, 0.08, 0.09, 0.06, 0.038, 0.035
なつみかんの果実全体	0.3	2	○		2.5 アメカ	0.69, 0.20 【米国のオレンジを参 照】
レモン	2.5	2	○		2.5 アメカ	0.62(\$), 0.36 【0.393-1.796(n=17)】
オレンジ	2	2	○	0.5	2.5 アメカ	【米国のオレンジを参照】
グレープフルーツ	2.5	2	○		2.5 アメカ	【米国のオレンジを参照】
ライム	2.5	2	○		2.5 アメカ	【米国のオレンジを参照】 <0.01, 0.03(ゆず), 0.02(#), 0.01(#), 0.013 (すだち), <0.005(か ぼす), <0.01, 0.18, <0.01, 0.08(だいで い)】
その他のかんきつ類果実	2.5	2	○		2.5 アメカ	【米国のオレンジを参 照】
りんご	2	0.5	○		4.0 アメカ	0.18, 0.08 【0.057-0.933(n=12)】 0.022, 0.024, 0.168, 0.156, 0.094, 0.062, 0.853, 0.472
日本なし	2	2	○		4.0 アメカ	【0.36-3.17(n=8)】
西洋なし	4.0	2	○		4.0 アメカ	【米国のなし及びりんご を参照】
マルメロ	4.0	0.5			4.0 アメカ	0.074, 0.100 【米国のなし及びりんご を参照】
びわ	4.0	1	○		4.0 アメカ	0.076, 0.074, 0.346(\$), 0.34, 0.19 【0.11-8.13(n=12)】
もも	1	1	○		9.0 アメカ	【米国のおうとう参照】
ネクタリン	1.9	0.5	○		1.9 アメカ	0.30, 0.19
あんず	0.7	1	○		9.0 アメカ	0.13, 0.061, 0.11, 0.06, 0.046, 0.056, 0.06
すもも	1.9	1	○		1.9 アメカ	<0.005(#), <0.005(#), <0.01(#), 0.010(#), 0.082, 0.132
うめ	1.9	1	○		1.9 アメカ	【米国のおうとう参照】
おうとう	1.9	1	○		1.9 アメカ	0.50, 0.086 【0.31-1.32(n=13)】
いちご		1			2.5 アメカ	
ラズベリー		1			2.5 アメカ	
ブラックベリー		1			2.5 アメカ	
ブルーベリー		1			2.5 アメカ	
クランベリー		1			2.5 アメカ	
ハuckleベリー		1			2.5 アメカ	
その他のベリー類果実		1			2.5 アメカ	
ぶどう	1	1	○		2.5 アメカ	<0.005(#), <0.005(#), 0.010(#), 0.079(#), 0.292(#), 0.284(#), 0.185(#), 0.217(#), 0.18(#), 0.26(#) 【0.050-0.709(n=8)】
かき	1	0.5	○		1 オーストラリア	0.097, 0.270 【0.44-0.46(n=2)】
バナナ	0.2	0.5			0.20 アメカ	【0.175(n=1)】
キウイ	0.5	1	○			0.033, 0.013, 0.16, 0.08, 0.10, 0.06

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パパイヤ	0.9	0.5			0.90 アメカ	【米国マンゴー参照】
アボカド	0.3	0.5			0.30 アメカ	【<0.02(#)-0.20(n=4)】
パイナップル		0.5				
グアバ	0.3	0.5			0.30 アメカ	【米国アボカド参照】
マンゴー	0.9	0.5			0.90 アメカ	【0.50-0.65(n=3)】
パッションフルーツ	2	0.5			2 オーストラリア	【1.05-1.13(n=2)】
なつめやし		1				
その他の果実	0.7	1	○		3.5 アメカ	0.24, 0.24(いちじく) 【0.098-0.198(n=3)(ライチ)】
綿実	0.35	1			0.35 アメカ	【0.043-0.126(n=9)】
ぎんなん		0.1				
くり	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005
ペカン		0.1				
アーモンド	0.05	0.1			0.05 アメカ	【<0.05(n=6)】
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1			0.05 アメカ	
茶	20	20	○			9.84, 7.13, 12.4(\$), 9.25, 6.90, 10.8
その他のスパイス	5	5	○			0.72(#), 0.80(#), 11.05(#), 1.06(#), 5.38(#), 1.58(#), 0.55, 0.40, 0.42, 0.62, 1.68(\$), 0.82, 0.88, 1.56(みかんの果皮)
その他のハーブ	3	3				(その他のさく科野菜を参照)
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05 アメカ	推:<0.05
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05 アメカ	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05 アメカ	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1	0.05			0.05 アメカ	推:0.060
豚の脂肪	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.1	0.05			0.05 アメカ	推:0.050
豚の肝臓	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05			0.05 アメカ	推:<0.050
豚の腎臓	0.05	0.05			0.05 アメカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05			0.05 アメカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.1	0.05			0.05 アメカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.01			0.01 アメカ	推:0.010
魚介類	0.2					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ブプロフェジン

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.5
小麦	0.3
レタス	13
その他のきく科野菜(注1)	3
トマト	1
ピーマン	0.5
なす	1
その他のなす科野菜(注2)	0.5
きゅうり	1
かぼちや	0.5
しろうり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜(注3)	0.5
未成熟えんどう	0.02
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	2.5
オレンジ	2
グレープフルーツ	2.5
ライム	2.5
その他のかんきつ類果実(注4)	2.5
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	4.0
マルメロ	4.0
びわ	4.0
もも	1
ネクタリン	1.9
あんず	0.7
すもも	1.9
うめ	1.9
おうとう	1.9
ぶどう	1
かき	1
バナナ	0.2
キウイ	0.5
パパイヤ	0.9
アボカド	0.3
グアバ	0.3
マンゴー	0.9
パッションフルーツ	2
その他の果実(注5)	0.7
綿実	0.35
くり	0.02
アーモンド	0.05
茶	20
その他のスパイス(注6)	5
その他のハーブ(注7)	3

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ブプロフェジン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注8)の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
魚介類	0.2

(注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

ノバルロン(Novaluron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤 アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮を阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: ふき/ハスモンヨトウ インポートトレランス申請: とうがらし/タバコガ等										
我が国の登録状況	なす、トマト、キャベツ、ピーマン、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	綿実、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国において、仁果果実、綿実等、カナダにおいてりんご、畜産物等、EUにおいてばれいしょ、トマト等、オーストラリアにおいて仁果果実、綿実等、ニュージーランドにおいて仁果果実に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.011 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>65.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>22.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	23.2	幼小児(1~6歳)	65.5	妊婦	23.4	高齢者(65歳以上)	22.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.2										
幼小児(1~6歳)	65.5										
妊婦	23.4										
高齢者(65歳以上)	22.4										
意見聴取の状況	平成21年6月26日に在京大使館への説明を実施、平成21年8月3日~同年9月2日 パブリックコメント実施 (今回の基準値改正案に係る内容についての意見はなし)										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm
ばれいしょ	0.05	0.05		0.01	0.05; アメリカ	【<0.01 (n=14) (米国ばれいしょ)】
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
キャベツ	1	1	○			0.28, 0.32
その他のきく科野菜	1		申			0.32, 0.22(ふき)
トマト	2	2	○	0.02		0.16, 0.32(トマト) 0.42, 0.73(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.14, 0.24(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.12, 0.16
その他のなす科野菜	0.7		IT		0.7; 韓国	【0.245(韓国とうがらし)】
その他のうり科野菜	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
しょうが	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
えだまめ	0.01	0.01		0.01		
その他の野菜	0.05	0.05			0.05; アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
りんご	3	3		3		
日本なし	3	3		3		
西洋なし	3	3		3		
マルメロ	3	3		3		
びわ	3	3		3		
いちご	2	2	○			0.66, 0.83
綿実	1	1		0.5	0.60; アメリカ	
その他のスパイス	0.05	0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05				
牛の筋肉	0.7	0.7		0.7		
豚の筋肉	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.7	0.7		0.7		
牛の脂肪	10	10		10		
豚の脂肪	10	10		10		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	10	10		10		
牛の肝臓	0.7	0.7		0.7		
豚の肝臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.7	0.7		0.7		
牛の腎臓	0.7	0.7		0.7		
豚の腎臓	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.7	0.7		0.7		
牛の食用部分	0.7	0.7		0.7		
豚の食用部分	0.7	0.7		0.7		
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.7	0.7		0.7		
乳	0.4	0.4		0.4		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

(\$) で示した作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

ノバルロン

食品名	残留基準値 ppm
その他のきく科野菜(注1)	1
その他のなす科野菜(注2)	0.7

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

プロヒドロジャスモン (Prohydrojasmon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式	<p>(1R,2R)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ) (1S,2S)-PDJ (<i>trans</i>-PDJ)</p> <p>(1R,2S)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ) (1S,2R)-PDJ (<i>cis</i>-PDJ)</p>										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質 早生りんご等に対する着色成熟促進及びみかんの浮皮軽減等の効果が確認されている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請;みかん／浮皮軽減										
我が国の登録状況	りんご、ぶどうに農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.14 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 14.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.2	妊婦	0.0	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.2										
妊婦	0.0										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 21 年 5 月 22 日に在京大使館への説明を実施 平成 21 年 7 月 22 日～同年 9 月 20 日 WTO 通報 実施 (意見の有無について連絡待ち) 平成 21 年 8 月 3 日～同年 9 月 2 日 パブリックコメント実施(意見なし)										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.05		申			<0.002(#), <0.002(#)
りんご	0.05	0.05	○			<0.001, <0.001
ぶどう	0.05	0.05	○			<0.001(#) / <0.002(#)
その他のスパイス	0.05		申			0.008(#), 0.008(#)(みかんの果皮)

注) 基準値案は、作物残留試験結果のほか、想定される暴露量が著しく小さいことなどから、分析の効率性を鑑み設定した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

プロヒドロジャスモン

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.05
その他のスパイス(注)	0.05

(注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、シヨウガ、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。